

余裕期間制度の試行について ～ お知らせ ～

令和 3年 5月
山 口 県

山口県農林水産部が発注する建設工事において、工事着手日前に建設労働者等の確保を可能とする余裕期間制度について、下記のとおり試行しますのでお知らせします。

1 試行開始

令和3年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2 対象工事

緊急性等の観点から支障が生じない工事の中から、発注者が選定した工事。
(営繕系工事も含め、工種を限定しない)

3 「余裕期間」の定義

余裕期間は、契約締結日の翌日から、発注者が指定、又は、受注者が選択した工事着手日の前日までの期間とし、60日を超えない範囲で設定する。

なお、余裕期間中は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐並びに現場代理人の配置を要しない。

4 実施方法

余裕期間の設定方式は、発注者が工事着手日を指定する「発注者指定方式」と、受注者が工事着手期限日までの間で工事着手日を選択できる「任意着手方式」がある。

なお、現場説明書に以下の条件を明示する。

- (1) 当該工事が「余裕期間制度」の試行対象工事であること。
- (2) 余裕期間の設定方式（「発注者指定方式」又は「任意着手方式」）
- (3) 「工事着手日」（発注者指定方式の場合）又は「工事着手期限日」（任意着手方式の場合）

5 その他

上記以外については、「山口県余裕期間設定工事に係る試行要領」を参照
山口県農村整備課ホームページ内に掲載